

10月18日(月)～24日(日)は
行政相談週間

役所の仕事について納得できないこ
と、ご意見・ご要望などがあれば、お気
軽にお立ち寄りください。

相談委員▽石邑良雄氏(豊頃旭町154
番(574)2356)

【定例相談所】

10月15日(金) 13時30分～16時

所役場1階会議室※別室での個別相談
も可能です。

備考▽釧路行政評価分室でも、相談を
受付けています。『行政苦情110番』
全国共通0570・090110

人権相談

人権とは、人間が人間らしく生きてい
く権利で、全ての人が持つている権利で
すが、現実には人権をめぐる様々な問題
(DV、いじめ、差別、離婚、隣近所の
めんどりなど)が起きており、これらを
解決するため、人権擁護委員が皆さん
の相談に応じます。相談内容の秘密は
守られますので、お困りのことがありま
したら、一人で悩まずに「相談ください」
10月15日(金) 13時30分～16時

所役場1階会議室※別室の個別相談も
可能です。

相談委員▽中野稔氏▽津久井淑恵氏
▽羽賀智子氏

問役場住民課生活環境係(574)2213

くりりんセンター休館日
お知らせ

10月11日(月)『10月の第2月曜日』
は、くりりんセンター点検整備のため、
休館日となります。ごみの持込みはで
きません。

問十勝圏複合事務組合くりりんセン
ター(帯広市西24条北4丁目1番地)
0155(37)3550



税金

税の取扱い・申告手続きなどの国税
に関するご質問やご相談は、国税局
の職員がお答えする「電話相談セン
ター」をご利用ください。

STEP1・所轄の税務署へ電話をか
けます。

STEP2・音声案内に従い「1」番
(電話相談センター)を選択。

STEP3・音声案内に従い相談内容
を選択。

○税務署での申告・面接相談は、「事
前予約」が必要です。

税務署では、納税者の皆さまにお待
ちいただくことなくスムーズに申告・
面接相談できるよう、原則として「事
前予約制」を実施しています。
申告・面接相談を希望される方は、

消費者生活相談

架空請求や悪質な訪問販売、様々な
立場を利用した振り込め詐欺などの相
談にご利用ください。

10月29日(金) 11時30分～14時30分

所役場1階会議室

相談員▽上村正子氏

問役場住民課生活環境係(574)2213

「とよころ消費生活塾」受講
者募集

消費生活の分野に関して、必要な基
礎知識や最新の情報をテーマとした講
座を開催しますので、関心のある方は、
お気軽に受講ください。

10月29日(金) 14時50分～16時10分

※毎月1回実施予定

所役場1階会議室

テーマ▽「資産形成・運用教育」
2022年度、学校教育で始まる。

講師▽上村正子氏

定員▽若干名 無料

問前日までに役場住民課生活環境係
(574)2213へご連絡ください。

※次回は11月26日(金)、「やさしい株入
門」楽しいな配当株主優待」を予定。

豊頃町で開催！秋の道東一
斉すずらん無料法律相談

弁護士が、町民の皆さんから無料で
法律相談をお受けします。

所轄の税務署に電話で相談日時を予約
してください。

電話での回答が困難な相談内容(具
体的に書類や事実関係を確認する必要
がある場合など)については、所轄の
税務署において面接相談をお受けして
いますので、希望される方は所轄の税
務署に電話で相談日時を予約してくだ
さい。

なお、予約状況により、希望の相談
日時に添えない場合がありますので、
ご了承ください。

○国税庁ホームページ・タックスアン
サーに掲載しています。

また国税に関する情報を検索した
り、申告書・届出書等の様式を入手す
ることもできますのでPC・スマート
フォン等からご利用ください。

問十勝池田税務署(572)2171

家屋異動調査を行います

家屋異動の調査を実施しますので、
該当される方は直接お電話でご連絡く
ださい。

新築・増改築家屋▽令和3年1月2日か
ら現在までに、新築または増改築をし
た建物および現在建築中または建築
予定で令和4年1月1日までに完成
見込みの建物。

減失家屋▽令和3年1月2日から現在
までに、取り壊した建物または令和
4年1月1日までに取り壊す予定の

10月14日(木) 13時～16時
※事前予約が必要です(先着8名)
所役場1階会議室
相談内容▽金銭貸借、売掛金の回収、
事故、離婚、相続など、法律相談全般。
※相談者は、相談内容に関する資料
(契約書、登記簿の写し等)をご持参
ください。

畜犬取締り・野犬掃とうの
実施

「豊頃町畜犬取締及び野犬掃とう条
例」に基づき、次のとおり野犬掃とう
を実施します。

期間▽令和3年10月1日(金)～令
和4年3月31日(木)

区域▽町内全域

方法▽捕獲・葉殺
【飼い主の皆様へ】

※期間中、つながれていない畜犬はす
べて野犬とみなされ処分の対象とな
りますので、2m以内の鎖でつなぐ
か、檻で飼うようお願いします。

※散歩時のフンは飼い主が責任をもつ
て処理してください。

※犬を新たに飼ったとき、死亡したと
きは必ず届け出てください。

問役場住民課生活環境係(574)2213

建物。

所有者が変更した家屋▽売買、相続、
贈与などで所有者が変更した建物。

家屋の種類▽住宅、店舗、事務所、車庫、
物置、畜舎、倉庫等すべての建物。

その他▽該当家屋の評価に係る実地調
査の日程については、後日個別に連
絡します。

問役場住民課資産税係(574)2213



10月15日(金)～31日(日)秋の全
道火災予防運動を実施します

【統一標語】

『おうち時間 家族で点検 火の始末』

これからの時期は、朝晩の冷え込み
が日ごとに増し、ストーブなど暖房器
具を使用する機会が多くなり、住宅火
災などが多く発生してきます。

火災によって失われるものは、家や
家財ばかりでなく、時には尊い命まで
も失ってしまいます。悲惨な火災を未
然に防ぐため、消防署では秋の全道火
災予防運動を行います。

家族や職場では火災の発生を想定
し、通報・避難・消火方法等について
話し合っておきましょう。

【重点目標】

①暖房器具の取付け時および使用時に
は点検整備を行います。

運転免許更新時講習

10月7日(木)
▽優良13時15分▽違反13時55分※
受付は30分前から行います。
所える夢館2階視聴覚室
因公安委員会から送付された更新連絡
書により、池田警察署で更新手続きを
終了された方

詳細▽豊頃町で行われる講習月は偶数
月▽種別は「優良」(13時15分)、「違
反」(13時55分)のみ▽「一般」ま
たは「初回」を受講される方は、池田
会場等で受講してください。▽次回の
講習予定は12月16日(木)です。

会 場	日 時
池田会場 (西部地域コミセン) 池田町字別東町12-11 ☎(579)2138	10月5日(火) 11月9日(火) 違反 10:00 優良 13:00 一般 13:40 初回 14:50 (10月のみ)
浦幌会場 (中央公民館) 浦幌町字桜町15番地5 ☎(576)3095	11月5日(金) 優良 13:30 違反 14:10

注)十勝池田警察署管内

問役場住民課生活環境係(574)2213